

## 琉信豊見城ニュータウン にお住まいのお客さま

### 原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【 2026年1月分】

2025 年 12 月 1 日  
沖縄ガス株式会社

#### 原料費調整制度とは：

ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1m<sup>3</sup>あたりの単価)を調整する制度です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映させる事を目的とし、ガス小売供給約款料金算定規則に基づくものです。

当社は、毎月、[3. 調整単位料金の適用基準]における算定期間の平均原料価格が基準平均原料価格(84,000円)を上回り又は下回る場合は、下記の通り単位料金の調整を行います。

1. 原料価格の変動 100円につき、1m<sup>3</sup>当たり 0.202円単位料金を調整します。
2. 平均原料価格が基準平均原料価格の1.6倍(134,400円)を超える場合は、基準平均原料価格の1.6倍(134,400円)を上限として調整します。
3. 調整単位料金の適用基準
  - ①1月～3月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 6月検針分の料金に反映させます。
  - ②2月～4月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 7月検針分の料金に反映させます。
  - ③3月～5月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 8月検針分の料金に反映させます。
  - ④4月～6月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 9月検針分の料金に反映させます。
  - ⑤5月～7月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 10月検針分の料金に反映させます。
  - ⑥6月～8月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 11月検針分の料金に反映させます。
  - ⑦7月～9月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 12月検針分の料金に反映させます。
  - ⑧8月～10月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年1月検針分の料金に反映させます。
  - ⑨9月～11月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年2月検針分の料金に反映させます。
  - ⑩10月～12月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年3月検針分の料金に反映させます。
  - ⑪11月～翌年1月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年4月検針分の料金に反映させます。
  - ⑫12月～翌年2月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年5月検針分の料金に反映させます。

$$\text{平均原料価格} = \boxed{77,640} \text{ 円(トン当たり)} \text{ 算定期間: } 2025\text{年}8\text{月} \sim 2025\text{年}10\text{月}$$

$$\text{基準平均原料価格} = \boxed{84,000} \text{ 円(トン当たり)}$$

#### ●原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\text{《原料価格変動額》} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 77,640 \text{ 円/t} - 84,000 \text{ 円/t} \\ &= \boxed{-6,360} \text{ 円/t} \\ &= \boxed{-6,300} \text{ 円/t} \quad (\text{100円未満切捨て})\end{aligned}$$

#### ●単位料金の調整額を算定

$$\begin{aligned}\text{《調整額》} &= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \\ &= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times (-6,300 \text{ 円/t}) / 100\text{円} \\ &= \boxed{-12.73} \text{ 円/m}^3 \quad (\text{税抜:参考値}) \\ &= \boxed{-14.01} \text{ 円/m}^3 \quad [\text{税込み}]\end{aligned}$$

#### ●調整単位料金の算定

$$\begin{aligned}\text{《調整単位料金》} &= \text{基準単位料金} + \text{調整額} \\ \text{料金表の使用量区分をご参照ください。}\end{aligned}$$

## 琉信豊見城ニュータウン にお住まいのお客さま

### 原料費調整制度に基づく単位料金の調整について

【 2026年2月分】

2026 年 1 月 1 日  
沖縄ガス株式会社

#### 原料費調整制度とは：

ガスの原料価格の変動に応じて、毎月、ガスの単位料金(1m<sup>3</sup>あたりの単価)を調整する制度です。原油価格や為替レート等外生的要因による原料価格の変動を迅速にガス料金に反映させる事を目的とし、ガス小売供給約款料金算定規則に基づくものです。

当社は、毎月、[3. 調整単位料金の適用基準]における算定期間の平均原料価格が基準平均原料価格(84,000円)を上回り又は下回る場合は、下記の通り単位料金の調整を行います。

1. 原料価格の変動 100円につき、1m<sup>3</sup>当たり 0.202円単位料金を調整します。
2. 平均原料価格が基準平均原料価格の1.6倍(134,400円)を超える場合は、基準平均原料価格の1.6倍(134,400円)を上限として調整します。
3. 調整単位料金の適用基準
  - ①1月～3月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 6月検針分の料金に反映させます。
  - ②2月～4月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 7月検針分の料金に反映させます。
  - ③3月～5月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 8月検針分の料金に反映させます。
  - ④4月～6月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 9月検針分の料金に反映させます。
  - ⑤5月～7月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 10月検針分の料金に反映させます。
  - ⑥6月～8月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 11月検針分の料金に反映させます。
  - ⑦7月～9月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 12月検針分の料金に反映させます。
  - ⑧8月～10月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年1月検針分の料金に反映させます。
  - ⑨9月～11月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年2月検針分の料金に反映させます。
  - ⑩10月～12月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年3月検針分の料金に反映させます。
  - ⑪11月～翌年1月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年4月検針分の料金に反映させます。
  - ⑫12月～翌年2月の平均原料価格と基準平均原料価格の差異(変動)を 翌年5月検針分の料金に反映させます。

$$\text{平均原料価格} = \boxed{76,410} \text{ 円(トン当たり)} \text{ 算定期間: } 2025年9月～2025年11月$$

$$\text{基準平均原料価格} = \boxed{84,000} \text{ 円(トン当たり)}$$

#### ●原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned}\text{《原料価格変動額》} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 76,410 \text{ 円/t} - 84,000 \text{ 円/t} \\ &= \boxed{-7,590} \text{ 円/t} \\ &= \boxed{-7,500} \text{ 円/t} \quad (100円未満切捨て)\end{aligned}$$

#### ●単位料金の調整額を算定

$$\begin{aligned}\text{《調整額》} &= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \\ &= 0.202 \text{ 円/m}^3 \times (\boxed{-7,500} \text{ 円/t}) / 100\text{円} \\ &= \boxed{-15.15} \text{ 円/m}^3 \quad (\text{税抜:参考値}) \\ &= \boxed{-16.67} \text{ 円/m}^3 \quad [\text{税込み}]\end{aligned}$$

#### ●調整単位料金の算定

$$\begin{aligned}\text{《調整単位料金》} &= \text{基準単位料金} + \text{調整額} \\ \text{料金表の使用量区分をご参照ください。}\end{aligned}$$